

令和元年第4回鬼北町議会定例会

令和元年12月13日（金曜日）

○議事日程

令和元年12月13日午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 諸般の報告
- 日程第3 議案第65号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第4 議案第66号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第5 議案第67号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第6 議案第68号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第7 議案第69号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第8 議案第70号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第9 議案第71号 令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第10 議案第72号 令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第73号 令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 発議第1号 鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第13 発議第2号 鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 同意第3号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第15 同意第4号 鬼北町教育委員会委員の任命について
- 日程第16 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第17 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について

て

日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○本日の会議に付した事件

- 日程第 3 議案第 6 5 号 令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 4 議案第 6 6 号 令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 5 議案第 6 7 号 令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 6 議案第 6 8 号 令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 7 議案第 6 9 号 令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 8 議案第 7 0 号 令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 9 議案第 7 1 号 令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 0 議案第 7 2 号 令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第 2 号）について
- 日程第 1 1 議案第 7 3 号 令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第 1 号）について
- 日程第 1 2 発議第 1 号 鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 発議第 2 号 鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 4 同意第 3 号 鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第 1 5 同意第 4 号 鬼北町教育委員会委員の任命について
- 日程第 1 6 総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 7 厚生文教常任委員会の閉会中の所管事務調査の件について
- 日程第 1 8 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について

○出席議員（12名）

1番	高橋聖子	2番	中山定則
3番	末廣啓	4番	山本博士
5番	赤松俊二	6番	松下純次
7番	芝照雄	8番	福原良夫
9番	程内覺	10番	松浦司
11番	山崎保	12番	渡邊眞次

○欠席議員（なし）

○議会事務局

議会事務局長 谷口浩司 書記 鶴井留美

○説明のため出席した者

町長	兵頭誠亀	副町長	井上建司
総務財政課長	佐竹誠	企画振興課長	二宮浩
町民生活課長	古谷忠志	保健介護課長	芝達雄
環境保全課長	高田達也	日吉支所長	那須周造
農林課長	松本秀治	建設課長	上田司
水道課長	上田司	会計管理者	清家健二
教育長	筒井亀	教育課長	渡邊甫
農業委員会会長	川平定計	農業委員会事務局長	松本秀治
代表監査委員	上甲康夫		

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

○議長（渡邊眞次君）

これから本日の会議を開きます。

午前9時00分 開議

○議長（渡邊眞次君）

本日の議事日程は、別紙議事日程のとおりとします。

このとおり議事を進めたいと考えますので、各位の御協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、鬼北町議会会議規則第127条の規定により、11番、山崎保議員、1番、高橋聖子議員、以上の両議員を指名します。

日程第2、諸般の報告を行います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定により、本日の会議事件説明のため、出席を求めている者を報告します。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、監査委員。

町長、教育委員会教育長、農業委員会会長を通じ、副町長、会計管理者、支所長、各課長等の出席を求めています。

これで諸般の報告を終わります。

日程第3、議案第65号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第3、議案第65号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正における歳出の主なものといたしましては、人事院勧告等に伴う人件費のほか、地方バス路線維持費補助金、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業費補助

金などを、追加計上するものであります。

歳入につきましては、事業実施に伴う特定財源の他、地方交付税等を追加計上するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ5,800万円を追加し、歳入歳出予算の総額を78億6,450万円とするものであります。

地方債補正におきましては、災害復旧事業、合併特例事業、緊急防災・減災事業及び過疎対策事業について限度額の変更を行うものであります。

予算内容の詳細につきましては、総務財政課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

それでは、議案第65号、第1条の歳入歳出予算の補正について説明をいたします。はじめに歳出予算から説明いたしますので、11ページをお開きください。

今回の補正予算につきましては、平成31年4月1日付人事異動及び、退職に伴う人件費について所要の調整を行っておりますが、これらにつきましては、説明を省略させていただき、主なものについてのみ説明させていただきますので、御理解をお願いいたします。

まず、11ページですけれども、2款、1項、6目、企画費に補正額として208万円を追加計上するものであります。主なものは、19節、負担金補助及び交付金、空き家活用定住支援事業費補助金200万円であり、住宅改修用等2世帯分の追加計上を行うものであります。

次に、1枚あけていただきまして、12ページになります。2款、1項、11目、生活交通路線対策費に、補正額として2,417万8,000円を追加計上するものです。主なものは、19節、負担金補助及び交付金に地方バス路線維持費補助金2,397万7,000円を追加計上するものです。

あけていただきまして、13ページをお願いいたします。3款、1項、1目、社会福祉総務費に、補正額として348万8,000円を追加計上するものです。主なものは、23節、償還金利子及び割引料に負担金等超過交付返納金252万6,000円であり、障害者自立支援給付費等国庫負担金の返還金を計上するものであります。

次に、あけていただきまして、15ページになります。

次に、4款、1項、4目、母子保健費につきまして、補正額として63万9,000円を計上するものです。主なものは、19節、不妊治療助成金50万円、5件分であります。

あけていただきまして、16ページになります。5款、1項、3目、農業振興費に、補正額として239万6,000円を追加計上するものです。主なものは、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金であり、鹿の捕獲数の増加によるもので、これに対応するための補助金であります。

続きまして、5款、1項、4目、畜産業費に、補正額として694万5,000円を追加補正するものです。これは、アフリカ豚コレラ侵入防止緊急支援事業費補助金を計上するものであり、国直接採択事業分が野生動物侵入防止柵整備事業等として国2分の1、県5分の1、町5分の1の補助を行うものであります。

次に、県直接採択事業分が動力噴霧器購入補助、防鳥ネット整備補助として、県3分の1、町3分の1の補助を行うものであります。4事業所対象となっております。

続きまして、5款、2項、2目、林業振興費に、補正額として買上金250万円を追加計上するものであり、これは鹿の捕獲数の増加に伴い、追加するものであります。

17ページをお開きください。6款、1項、6目、成川溪谷休養センター費に、指定管理委託料として500万円を追加計上するものです。

あけていただきまして、18ページになります。8款、1項、1目、非常備消防費に、国土強靱化地域計画策定業務委託料として700万円を追加計上するものであります。

19ページにまいりまして、9款、3項、1目、中学校学校管理費に、補正額として147万7,000円を追加計上するもので、日吉中学校の高圧機器の修繕に係る予算を追加計上するものであります。

20ページをお開きください。9款、5項、1目、保健体育総務費に、補正額として151万1,000円を追加計上するもので、主にオリンピック聖火リレーに係る予算を追加計上するものであります。

21ページにまいりまして、10款、2項、1目、公共土木施設災害復旧費に補正額として、4,915万円を追加計上するもので、平成30年7月豪雨災害分の事業費増加と、ことしの台風10号による道路災害1件に係る予算を追加計上するものであります。

次に、歳入予算の主なものについて説明をいたしますので、8ページをお開きください。

10款、1項、1目、普通交付税を、補正額として1,468万4,000円追加するものです。

次に、14款、1項、3目、災害復旧費国庫負担金を、補正額として4,151万

5,000円を追加計上するものであります。

次に、9ページになります。15款、1項、1目、民生費県負担金を補正額として、155万3,000円を減額するものです。主なものは、後期高齢者医療保険基盤安定事業費負担金を減額するものであります。

15款、2項、4目、農林水産業費県補助金を補正額として、234万6,000円を追加するものです。

10ページをお開きください。次に、20款、5項、1目、雑入に補正額として、2,485万5,000円を計上するものです。主なものは、35節、宇和島地区広域事務組合負担金精算金1,393万4,000円で、前年度の精算金となっております。

次に、第2表の地方債補正について説明いたしますので、5ページをお開きください。

5ページの第2表の地方債補正は、1の災害復旧事業について、補正後の限度額を1億9,630万円とし、3の合併特例事業について、補正後の限度額を1億3,870万円とし、4の緊急防災・減災事業について、補正後の限度額を9,160万円とし、5の過疎対策事業について、補正後の限度額を3億9,130万円とするものであります。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

次に、給与費の明細について説明いたしますので、22ページをお開きください。

22ページの2の一般職について説明いたします。比較の欄の説明とさせていただきます。主な減の理由は、退職及び人事異動等に伴う給料・手当の減によるものです。職員数は1人の減となっております。給料は341万6,000円の減、職員手当は196万1,000円の増でありまして、内訳につきましては、下の職員手当の内訳のとおりでありますので、お目通しをお願いいたします。

共済費は44万9,000円の増で、主な要因は、特別職と同様、追加費用率の増及び9月からの標準報酬決定によるものです。合計で100万6,000円の減となっております。

次に、23ページの(2)給料及び職員手当の増減額の明細について説明いたします。給料は341万6,000円の減、職員手当は196万1,000円の増であります。増減理由は、いずれも人事院勧告及び退職に伴う増減分であります。

次に、23ページ以降の(3)給料及び職員手当の状況につきましては、説明を省略させていただきますので、お目通しをお願いいたします。

以上で議案第65号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算(第3号)の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○5番（赤松俊二君）

2点ほどお伺いします。

11ページの2款、1項、6目の企画費の中の19節、空き家活用定住支援事業費補助金200万円、これまでの空き家の定住支援事業の現状、それとこの補助金への詳細をお伺いします。

それと20ページ、9款、5項、1目、19節、オリンピック聖火リレー県実行委員会負担金、このオリンピック聖火リレーの町内でのリレーをされる方がおられるのか、それとまたわかれば、どのようなルートを町内でされるのか、その2点についてお伺いします。

○議長（渡邊眞次君）

答弁を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

空き家対策の部分につきましては、企画振興課長が、オリンピック内容につきましては、教育課長のほうで答弁させます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

ただ今の空き家改修の件でございますけれども、空き家につきましては、現在鬼北町内空き家バンクのほうに登録していただいている分がございます。この空き家改修事業の補助金は、空き家バンクを通して移住されてきた方に対する補助でございます。当初予算といたしましては450万円、改修補助に300万円、それから搬出と申しますか、所有者が荷物を搬出する補助金に100万円、それから移住されてくる方が引っ越しする費用として50万円、計450万円計上させていただいております。

これまでに改修が3件、それから搬出が3件、引っ越しが2件ございまして、支出させていただいておりますので、450万円の中で支出しておりますので、今回費用が足りなくなったので、移住の申し込み、問い合わせが非常に多いものですから、今回200万円を計上させていただきました。

ちなみに移住された方の御住所を申し上げますと、香川県、宇和島市、大阪府の3軒が今回移住をしていただいております。

以上です。

○教育課長（渡邊 甫君）

聖火リレーにつきましては、オリンピック組織委員会の承認がないと詳しいことは公表できないわけですが、現在公表できることとしましては、当町では来年4月23日に聖火リレーを実施いたします。スタートは役場前、ゴールは森の三角ぼうしを予定しております。それから聖火ランナーとしましては、1名公募しまして選考しております。あと、町の推薦枠が1名ありまして、2名をオリンピック組織委員会に推薦しております。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○5番（赤松俊二君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（山本博士君）

12ページの2款、1項、11目、19節の地方バス路線維持補助金の詳細をお願いいたします。

それとアフリカ豚コレラは、佐竹課長より説明ありましたので構いません。

それと17ページ、5款、2項、19節、造林事業補助金と搬出間伐促進事業費の補助金が減額となっておりますが、これの説明を求めます。

それから18ページ、8款、1項、1目、13節、委託料、国土強靱化地域計画策定業務委託料、内容の説明をお願いいたします。

それと20ページ、9款、4項、4目、文化費、全部減額となっておりますが、これは国庫補助が出ないのかなと察しておりますが説明を求めます。

以上です。

○町長（兵頭誠亀君）

地方バス路線維持費補助金につきましては、企画振興課長が、造林等の減額補助金につきましては、農林課長が、国土強靱化対策の委託料につきましては、総務財政課長が、文化費の減額につきましては、教育課長がそれぞれ答弁させていただきます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

まず地方バス路線維持補助金でございますけれども、これにつきましては現在鬼北町内に宇和島自動車と高知高陵交通の2路線のバスが運行していただいております。

2,397万7,000円の内訳でございますけれども、まず宇和島自動車につきましては、宇和島東高校から虹の森、宇和島東高校から日吉小、宇和島東高校から野村病院、宇和島東高校から愛治診療所まで、4路線走っております。あと高知高陵交通につきましては、梶原から日吉支所まで1日2回走っていただいておりますけれども、そういった路線の維持費ということで、まず、経常支出から経常収益を引きまして、その内国と県の補助がございますが、そういったものを差し引いた残り、要は鬼北町内に走っている路線のキロ数をそれで割りまして、支出させていただいております。支出額は、宇和島バスが2,210万円、高知高陵交通が187万7,000円で合計2,397万7,000円を今回支出させていただいております。これにつきましては10月1日から9月31日が決算となっておりますので、今回12月補正で計上させていただいております。

以上です。

○農林課長（松本秀治君）

造林事業費補助金の減額につきましては、南予森林組合に補助を出しているものでありまして、当初計画が切り捨て間伐が4.1が5ヘクタール、これ若干増えとるんですが、あと排出間伐が45ヘクタールが15ヘクタールと減っております。あと森林作業道が6,000メートルから2,000メートルと減っております、事業が確定したということで、その事業費の分を減額いたしております。

以上です。

○総務財政課長（佐竹 誠君）

国土強靱化についてでありますけれども、これにつきましては大規模自然災害等に備えるために事前防災、減災と迅速な復旧・復興に係る施策をまちづくり政策とか、産業政策を含めた形の総合的な取り組みとしての計画をつくるということが強靱な国づくり・地域づくりを推進するということになっております。

これまで防災といいますと、被害にあつて、それに対する対応ということが主体ではあつたかと思っておりますけれど、今回の強靱化の理念としましては、国土の地理的とか、地形的とか、気象的、そういったことに影響を受けて、数多くの災害が繰り返されております。そういったことを基盤に置いて、新しい形で国土を強靱化するということで、全国で既にこの計画を行っているところが117件、それから策定中のところにつきましては197件、策定予定のところは481件、検討中というのが747件ということでありまして、現在全国的にこの強靱化の計画をつくっていくという形で動いております。

あと3つのメリットがありますけれど、施策の事業をスムーズに進捗できる、それから被害の縮小、強靱な地域づくりから持続的な成長、地方創生という形のこの3つを取り組んで進めていくということが、この国土強靱化計画の中でうたわれているところでもあります。そういうようなことで全国的な形で進めておりまして、当町におきましても積極的に強靱化計画に携わっていくということもありまして、今回補正予算として計上したものであります。

以上であります。

○町長（兵頭誠亀君）

すみません。追加をさせていただきます。

この大切な計画を当初予算ではなしに補正にしたということについても少し懐疑な部分があるかと思うんですけれども、11月に東京上京いたしまして、それぞれの各市町と一緒にいろんな要望をする中で、各大臣が言われるのには、この国土強靱化対策の部分については、平成29年度、平成30年度、令和元年度の3カ年で、一応強靱化策定年度が終わるとありますけれども、国土強靱化という大きなスローガンの部分について3カ年で強靱化が達成できるわけじゃないということで、国土交通省、農林水産省を中心に財務省にこの計画の延長を申し出るところで各理事者といいますか、市町村長が決起したわけでありまして、来年以降もこの計画が続くということになります。

県内では、大洲市が強靱化対策の計画をつくっておりますけれども、来年度の当初予算になりますと、一気にこれが各市町が委託があるだろうと思ひまして、小さい町、私どもにとっては早く業者と協議したいということがありましたので、あえて補正に挙げさせていただいたことがあります。ご了承いただきたいと思います。

○教育課長（渡邊 甫君）

それでは文化費の予算の減額についてでありますけれども、これは文化財関係の国庫補助金が要望額に対しまして65%の交付となりましたので、補助金額に合わせて今年度の事業を縮小しているものであります。

詳細につきましては、印刷製本費199万1,000円を減額しておりますが、これは平たん部への発掘調査報告書の作成を予定しておりましたけれども、補助金の減額及び庭園を発掘中のため次年度に延期したものであります。

次に、測量業務委託料179万1,000円の減額でありますけれども、これは石積み三次元レーザーの測量であります。これは補助金額の減額で事業量を縮小したものであります。

次に、立木伐採委託料 679万5,000円の減額でありますけれども、これも補助金額の減額で事業量を縮小したものであります。

次に、設計業務委託料 1,526万4,000円の減額でありますけれども、これはガイダンス施設の実施設業務の入札減少金、それから平たん部への保存整備施設設計業務の補助の不採択によるものであります。

次に、不動産鑑定業務委託料 118万8,000円の減額でありますけれども、ガイダンス駐車場の家屋移転補償の鑑定業務の競争見積もりによる不用額が発生したものであります。

次に、工事請負費 120万7,000円の減額でありますけれども、これは平たん部への斜面安定化対策工事の入札減少が発生したものであります。

最後に、物件移転・立木補償費 345万7,000円の減額でありますけれども、これは家屋移転補償費が不動産鑑定業務の実施によりまして、当初予定より安価で済んだものでございます。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

○2番（中山定則君）

5ページ、地方債補正、庁舎改修の関係 8,110万円、当初予算でついた、庁舎改修工事請負費 7,920万円に充てる財源だと思うんですが、その辺説明をお願いいたします。

○町長（兵頭誠亀君）

当初は庁舎改修が合併事業債を予定しておりましたけれども、県当局との協議により、緊急防災特例債に組みかえたということで、10ページの21款、1項、1目の総務債のところ、8,110万円の減と8,110万円の増、同額を計上いたしておりますのでご覧いただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○2番（中山定則君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第65号、令和元年度鬼北町一般会計補正予算（第3号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第66号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第4、議案第66号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、人事院勧告等に伴う人件費及び償還金等を増額補正するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金を追加補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ84万5,000円を追加し、予算の総額を、14億8,784万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは議案第66号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

はじめに、歳出から説明をいたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として126万1,000円を増額する

ものですが、これは人事院勧告等に伴う人件費の調整によるものです。

次に、7款、1項、1目、財政調整基金積立金は、補正額として238万4,000円を減額するものですが、これは国庫負担金返還金等の歳出額が増となりましたので、調整するものであります。

次に、9款、1項、1目、一般被保険者保険税還付金は、補正額として48万円を増額するものですが、これは資格喪失等による過誤納還付金の額が見込みにより増額になったことによるものです。同款、同項、3目、償還金は、補正額として148万8,000円を増額するものですが、これは過年度分の療養給付費等国庫負担金等を事業費確定により超過交付された額を返還するものであります。

次に、歳入について御説明いたしますので、5ページにお戻りください。

5款、1項、1目、一般会計繰入金は、補正額として84万5,000円を増額するものですが、これは歳出、一般管理費の人件費等の増によるものです。

次に、給与費明細書について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

2、一般職（1）総括表につきまして、比較欄で説明いたします。

職員数は増減なし、給与費のうち、給料は73万4,000円の増、職員手当は22万3,000円の増、共済費は30万3,000円の増で、人事院勧告等に伴う調整です。職員手当の内訳につきましては、お目通しください。

次の8ページ（2）給料及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第66号、令和元年度鬼北町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第67号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第5、議案第67号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、一般管理費を減額補正するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金及び繰越金を減額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ88万5,000円を減額し、予算の総額を、2億987万3,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします

○町民生活課長（古谷忠志君）

それでは議案第67号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

はじめに、歳出から説明をいたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として88万5,000円を減額、これは人事院勧告等に伴う人件費の調整と14節、使用料及び賃借料を2万7,000円増額するもの、これはこれまで日本医師会が無償提供してきたレセプトソフトが2020年1月から一部有償化になったことによるものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、5ページにお戻りください。

4款、1項、1目、他会計繰入金は、補正額として84万8,000円を減額するもので、人件費が減額になったことによるものです。

5款、1項、1目、繰越金は、補正額として3万7,000円を減額するもので、

前年度繰越金が確定したことによるものです。

次に、給与費明細書について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

2、一般職（1）総括表につきまして、比較欄で説明いたします。

職員数は増減なし、給与費のうち、給料は34万8,000円の増、職員手当は66万3,000円の減、共済費は63万8,000円の減で、人事院勧告等に伴う調整であります。職員手当の内訳につきましては、お目通しください。

次の8ページ（2）給料及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第67号、令和元年度鬼北町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第68号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第6、議案第68号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、施設管理費を増額補正するとともに、歳入につきましては、繰越金を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ1万9,000円を追加し、予算の総額を、9,475万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○環境保全課長（高田達也君）

それでは、議案第68号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の詳細につきまして説明いたします。

第1条の歳入歳出予算の補正について、歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設管理費を1万9,000円増額するものです。内訳といたしましては、2節、給料を39万8,000円、3節、職員手当等を8万1,000円、4節、共済費を7万2,000円、それぞれ増額するもので、人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

11節、需用費の印刷製本費を1万8,000円増額、13節、委託料を55万1,000円減額、これは決算見込みによるものです。19節の負担金補助及び交付金1,000円の増額についても人件費の調整によるものです。

次に、歳入の説明をいたしますので、5ページをお開きください。

5款、1項、1目、繰越金を前年度決算に基づき、1万9,000円増額し、補正後の額を4万9,000円とするものです。

次に、給与明細書について説明いたしますので、7ページをお開きください。

1の一般職総括について説明いたします。比較欄の説明とさせていただきます。

職員数につきましては、増減ございません。給与費につきましては、給料を39万8,000円、職員手当を8万1,000円増額し、職員手当の内訳につきましては、職員手当の内訳のとおりですので、お目通しをお願いいたします。共済費は、7万2,000円を増額し、合計で55万1,000円を増額するものです。

次に、8ページの給料及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第68号、令和元年度鬼北町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第69号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第7、議案第69号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、施設整備費を減額補正するとともに、歳入につきましては、一般会計繰入金を減額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ61万8,000円を減額し、予算の総額を、7,091万7,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、環境保全課長が説明いたしますので、御審議の程、

よろしく願いいたします。

○環境保全課長（高田達也君）

それでは、議案第69号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算（第1号）の詳細につきまして説明いたします。

第1条の歳入歳出予算の補正について、歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、施設整備費を121万8,000円減額するもので、これは人事異動及び人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

2款、1項、1目、施設管理費需用費の11節、需用費の修繕料60万円増額するものです。これは町管理浄化槽のプロア一等の修繕が多く発生したことによるものがあります。

次に、歳入の予算の説明をいたしますので、5ページをお開きください。

5款、1項、1目、一般会計繰入金を62万4,000円減額し、6款、1項、1目、繰越金を前年度決算に基づき6,000円増額するものであります。

次に、給与明細書について説明いたしますので、7ページをお開きください。

1の一般職総括について説明いたします。比較欄について説明させていただきます。職員数については、増減ございません。給与費については、給料を8万7,000円減額、職員手当を62万6,000円減額いたします。職員手当の内訳につきましては、下表の職員手当の内訳のとおりでありますので、お目通し願います。共済費を14万5,000円減額し、合計で85万8,000円の減額でございます。

次に、8ページの給料及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第69号、令和元年度鬼北町浄化槽市町村整備推進事業特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第70号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第8、議案第70号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、後期高齢者医療広域連合納付金を増額補正するとともに、歳入につきましては、後期高齢者医療保険料及び繰越金を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ287万7,000円を追加し、予算の総額を1億6,631万2,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、町民生活課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしく願いいたします。

○町民生活課長(古谷忠志君)

それでは議案第70号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

はじめに、歳出から説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として2万2,000円を増額するもので、これは平成31年4月の人事院勧告に伴う人件費の調整です。

次に、2款、1項、1目、後期高齢者医療広域連合納付金は、補正額として285万5,000円を増額するものですが、これは19節、負担金補助及び交付金の事務費負担金、保険料等負担金徴収実績分、保険料等負担金保険基盤安定分として、広域

連合に納付する負担金をそれぞれ決算見込みの説明欄のとおり調整するものです。

次に、歳入について御説明いたしますので、5ページにお戻りください。

1款、1項、1目、後期高齢者医療保険料は、補正額として280万円を増額するもので、1節、現年度分特別徴収保険料は220万円を、2節、現年度分普通徴収保険料は60万円をいずれも増額するもので、決算見込みにより調整するものです。

次に、3款、1項、1目、一般会計繰入金は、補正額として349万3,000円を減額するもので、1節、事務費繰入金は130万円、2節、保険基盤安定繰入金は219万3,000円をいずれも減額するもので、決算見込みにより調整するものです。

続いて、4款、1項、1目、繰越金は、補正額として357万円を増額するもので、前年度繰越金が確定したことによるものです。

次に、給与費明細書について御説明いたしますので、7ページをお開きください。

1、一般職総括表につきまして、比較欄で説明いたします。

職員数は増減なし、給与費のうち、給料は1万8,000円の増、職員手当は1万7,000円の増、共済費は1万3,000円の減です。これは人事院勧告等に伴う調整であります。職員手当の内訳につきましては、お目通しください。

次の8ページ、(2)給料及び職員手当の増減額の明細以降につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第70号、令和元年度鬼北町後期高齢者医療保険特別会計補正予算

(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第71号、令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第9、議案第71号、令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明をいたします。

歳出につきましては、一般管理費のうち、工事請負費及び原材料費を追加計上するとともに、歳入については、繰越金を増額補正するものであります。

この結果、歳入歳出それぞれ64万2,000円を追加し、予算の総額を、6,697万6,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、企画振興課長が説明いたしますので、御審議のほど、よろしくお願いいたします

○企画振興課長(二宮 浩君)

それでは、議案第71号、令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

はじめに、歳出予算から御説明いたしますので、6ページをお開きください。

1款、1項、1目、一般管理費は、補正額として229万円を増額し、補正後の額を447万1,000円とするものです。11節、需用費、12節、役務費、13節、委託料につきましては、決算見込みにより所要の補正を行うものです。増の主な要因は、ニュータウン鬼北の里の分譲地が全て完売したことに伴い、15節、工事請負費に消防施設として、消火栓の整備工事を行う費用240万円、16節、原材料費において、歩道の舗装整備に係る材料費を120万円計上するものです。

次に、3款、1項、1目、一般会計繰出金は、補正額として164万8,000円を減額し、補正後の額を2,905万6,000円とするものです。

次に、歳入予算について説明しますので、5ページをお開きください。

2款、1項、1目、繰越金につきましては、前年度繰越金として64万2,000円を追加し、補正後の額を3,409万1,000円とするものです。その結果、歳入歳出それぞれ64万2,000円を増額し、予算の総額を6,697万6,000円とするものです。

以上でニュータウン鬼北の里特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○3番（末廣 啓君）

1款、1項、1目の15節、消防施設整備工事請負費なんですけれども、消火栓の設置ということでしたが、今までなかったわけではないでしょうけど、これ追加ですか。

○町長（兵頭誠亀君）

企画振興課長から説明させます。

○企画振興課長（二宮 浩君）

分譲地につきましては、第3期工期まで終わりました、造成に入る時点で4基設置いたしております。

今回、今年度9月末日をもって、先ほど申しましたように66戸全て完売いたしましたので、今後全ての住宅が建つということで、全ての住宅の火災を初期消火するために3基、今後新設し、7基とし、消防施設整備を行うということで、これまで4基あったところに3基追加するという御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

よろしいですか。

○3番（末廣 啓君）

はい。

○議長（渡邊眞次君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

討論なしと認めます。

これから議案第71号、令和元年度鬼北町ニュータウン鬼北の里特別会計補正予算(第1号)についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開を10時15分とします。

休憩 午前10時05分

---

再開 午前10時15分

○議長(渡邊眞次君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第10、議案第72号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第10、議案第72号、令和元年度鬼北町水道事業会計特別会計補正予算(第2号)について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出及び資本的支出におきまして、人事院勧告及び人事異動等に伴う人件費の調整を行うものであります。

この結果、収益的支出を、38万1,000円、資本的支出を、11万6,000円、それぞれ減額し、収益的支出の総額を、3億4,823万5,000円、資本的支出の総額を、2億6,080万円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、水道課長が説明いたしますので、御審議のほど、

よろしく願いいたします。

○水道課長（上田 司君）

それでは、議案第72号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、5ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出のうち、支出について、1款、1項、1目、配水及び給水費について15万3,000円を増額し、補正後の額を6,443万9,000円とするものであります。これは人事院勧告に伴い、人件費を調整したものであります。

次に、2目、総係費について53万4,000円を減額し、補正後の額を2,023万3,000円とするものであります。人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

次に、資本的収入及び支出の支出について説明いたします。

7ページをお開きください。

1款、1項、1目、配水設備改良費につきましては、11万6,000円を減額しまして、補正後の額を4,724万5,000円としております。これも人事院勧告に伴う人件費の調整によるものです。

続きまして、8ページになりますが、キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和元年度鬼北町水道事業会計予算の第3条に定めた収益的支出の予定額を補正するものであります。

第3条では、資本的支出の予定額を補正するものであります。

第4条としまして、予算第7条で定めております予定支出の各項の経費の金額の流用について、補正予算の計上に伴い金額の変更を行うものであります。

第5条につきましては、予算第8条で定めた議会の議決を経なければ流用することができない経費のうち、職員給与費について金額の変更を行うものであります。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、9ページをお開きください。

総括について説明いたします。比較の欄の合計で説明させていただきます。

職員数については、増減がありません。給与費について、給料が3万2,000円の増、手当が39万2,000円の減で、その内訳につきましては、下の職員手当の内訳のとおりですので、お目通しをお願いします。法定福利費は17万1,000円

の減で、合計で53万1,000円の減額であります。

次に、10ページの給料及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第72号、令和元年度鬼北町水道事業会計補正予算（第2号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第73号、令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第11、議案第73号、令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をいたします。

収益的支出におきまして、人事院勧告及び職員の異動等に伴う人件費の調整を行うとともに、収益的収入におきまして、一般会計補助金を増額補正するものであります。

この結果、収益的支出を、90万1,000円追加し、収益的支出の総額を、10億549万3,000円とするとともに、収益的収入を、50万円追加し、収益的収入の総額を、10億1,576万8,000円とするものであります。

予算内容の詳細につきましては、保健介護課長が説明いたしますので御審議のほど、よろしく願いいたします。

なお、先ほどの第72号の説明におきまして、水道事業会計特別会計と申し上げました。特別会計を省略させていただきます。申し訳ございません。お願いします。

○保険介護課長（芝 達雄君）

それでは、議案第73号、令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）について説明いたします。

補正予算説明書に基づき説明いたしますので、3ページをお開きください。

はじめに、収益的収入及び支出のうち、収入について説明いたします。

1款、2項、3目、補助金は50万円を増額し、補正後の額を910万円とするものであります。給与費の増額補正による一般会計補助金の増によるものです。

次に、支出について説明いたします。

1款、1項、1目、給与費について、90万1,000円を増額し、補正後の額を9,882万3,000円とするものであります。これは人事院勧告及び職員の異動等に伴い人件費を補正するものです。

次に、同項、2目、経費について、1項の給与費の補正により、健康保険等診療報酬交付金40万1,000円を減額し、運営交付金40万1,000円を増額するものであります。

続きまして、4ページをお開きください。

キャッシュ・フロー計算書につきましては、補正予算に伴う現金の流れについて算定しておりますので、お目通しをお願いいたします。

次に、1ページをお開きください。

第2条であります。今ほど説明いたしました内容で、令和元年度鬼北町病院事業会計予算の第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を補正するものであります。

2ページの補正予算実施計画については割愛させていただきます。

次に、給与費明細書について説明いたしますので、5ページをお開きください。

1、総括について説明いたします。比較の欄の合計で説明させていただきます。

職員数については、増減がありません。給与費について、給料が76万9,000円の増、手当が48万9,000円の増で、その内訳につきましては、下の手当の内

訳のとおりですので、お目通し願います。法定福利費は61万7,000円の減で、合計で64万1,000円の増額であります。

次に、6ページの2、給料及び職員手当の増減額の明細以下につきましては、一般会計に準じて作成しておりますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから議案第73号、令和元年度鬼北町病院事業会計補正予算（第1号）についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

日程第12、発議第1号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

芝 照雄議員から提案理由の説明を求めます。

○7番（芝 照雄君）

議席番号7番、芝 照雄です。発議第1号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例について趣旨説明を行います。

この条例は、予算常任委員会を新たに設置するため、鬼北町議会委員会条例の一部

を改正するものです。

提出者、鬼北町議会議員芝 照雄、賛成者、鬼北町議会議員赤松俊二、同鬼北町議会議員末廣 啓であります。

改正内容について説明いたします。新旧対照表をごらんください。

鬼北町議会委員会条例第2条の下線部分の改正となります。改正文を朗読いたします。

鬼北町条例第19号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例、鬼北町議会委員会条例、平成17年鬼北町条例第184号の一部を次のように改正する。第2条に次の一言を加える。(3) 予算常任委員会12名、予算に会する事務、附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、鬼北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第13、発議第2号、鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例につ

いてを議題とします。

芝 照雄議員から提案理由の説明を求めます。

○7番（芝 照雄君）

議席番号7番、芝 照雄です。発議第2号、鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について趣旨説明を行います。

この条例は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律、平成29年法律第29号の施行にともない、鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正するものです。

提出者、鬼北町議会議員芝 照雄、賛成者、鬼北町議会議員赤松俊二、同鬼北町議会議員末廣 啓であります。

改正内容について説明いたします。新旧対照表をごらんください。

鬼北町議会議員政治倫理条例第3条の下線部分の改正となります。改正文を朗読いたします。

鬼北町条例第20号、鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例、鬼北町議会議員政治倫理条例、平成22年鬼北町条例第24号の一部を次のように改正する。第3条第4号中、嘱託職員を非常勤職員に改める。附則、この条例は令和2年4月1日から施行する。

以上です。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号、鬼北町議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例について採決します。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第14、同意第3号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長(兵頭誠亀君)

日程第14、同意第3号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由の説明をいたします。

令和2年2月22日をもって、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の任期が満了となるので、後任の委員を選任するため、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めらるるものであります。

選任する委員は、住所、鬼北町大字国遠496番地。氏名、山口幸男。生年月日、昭和21年8月6日。

住所、鬼北町大字下鍵山914番地。氏名、渡邊妙子。生年月日、昭和30年11月25日。

住所、鬼北町大字父野川下424番地。氏名、葛本武文。生年月日、昭和32年4月10日であります。

山口幸男氏及び渡邊妙子氏につきましては、引き続き選任するものでありますが、葛本武文氏につきましては、新任とするものであります。

選任する3人の委員につきましては、地域の人望も厚く、人格・識見ともにすぐれており、固定資産評価審査委員会委員として、御活躍いただける人材であると確信をいたしているところであります。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長(渡邊眞次君)

説明が終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(渡邊眞次君)

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第3号、鬼北町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

山口幸男君に同意することに賛成の方は、起立願います。

(起立全員)

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、山口幸男君に同意することに決定しました。

次に、渡邊妙子君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、渡邊妙子君に同意することに決定しました。

次に、葛本武文君に同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、葛本武文君に同意することに決定しました。

日程第15、同意第4号、鬼北町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（兵頭誠亀君）

日程第15、同意第4号、鬼北町教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をいたします。

令和2年2月23日をもって、鬼北町教育委員会の宮本泰伸委員の任期が満了となるので、後任の委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

任命する委員は、住所、鬼北町大字出目2130番地。氏名、宮本泰伸。生年月日、昭和29年6月8日であります。

再任となります宮本泰伸氏は、旧日吉村のご出身で、愛媛県警に35年間勤務され

た後、退職後は、出目にお住まいで、自営業を営んでおられます。

平成28年2月24日に、鬼北町教育委員会委員に就任され、今日まで本町の教育行政に携わっていただいております、平成30年2月24日から平成31年2月23日まで、教育委員長として御活躍いただきました。能力・識見・人格ともにすぐれており、地域住民の信望も厚く、教育委員として適任であると確信いたしております。

以上、御同意いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

説明が終わりました。

これから質疑・討論一括して行います。

質疑・討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

質疑・討論なしと認めます。

これから同意第4号、鬼北町教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

宮本泰伸君に同意することに賛成の方は、起立願います。

（起立全員）

○議長（渡邊眞次君）

起立全員です。

したがって、宮本泰伸君に同意することに決定しました。

ここで宮本泰伸君から挨拶を受けます。

○宮本泰伸君

おはようございます。任期4年を迎えまして、今後また再任ということになりました。これからも安心安全のまちづくり及び教育行政に邁進していきたいと思っております。また何かとよろしくお願いいたします。

○議長（渡邊眞次君）

日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上3件を一括議題にしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、日程第16、総務産業建設常任委員会の閉会中の所管事務調査の件についてから、日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件についてまで、以上3件を一括議題とすることに決定しました。

お手元に配付した写しのとおり、総務産業建設常任委員会委員長及び厚生文教常任委員会委員長から所管事務に関する事項の継続調査申出書が提出され、議会運営委員会委員長からは議長の諮問に係る次の議会の会期、会期日程等、議会運営の基本に関する事項及びその他の議長の諮問に係る事項についての継続調査申出書が提出されております。

いずれも鬼北町議会会議規則第75条の規定により、閉会中もなお引き続き調査が実施できるよう所要の事務手続です。

お諮りします。

総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書については、これを申し出のとおり許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊眞次君）

異議なしと認めます。

したがって、総務産業建設常任委員会委員長、厚生文教常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長からの閉会中の継続調査申出書のとおり、許可することに決定しました。

以上で本定例会の会議に付された事件は、全て議了しました。

ここで、町長から閉会の挨拶があります。

○町長（兵頭誠亀君）

令和元年第4回鬼北町議会定例会に提案いたしておりました、条例の制定2件、条例の一部改正8件、計画の一部変更1件、工事変更請負契約の締結2件、財産の取得の変更1件、令和元年度一般会計補正予算1件、特別会計補正予算6件、企業会計補正予算2件、同意案件2件につきましては、それぞれ慎重に御審議いただき、原案のとおり可決いただきましたこと、まことにありがとうございました。

さて、昨日と今朝、NHKと南海放送でニュースとして取り上げられました、本は友達、本屋へ行こうプロジェクトもそうですし、中学生が学校の廊下に立って白石市

募金活動をすること、高校生や近隣の住民の方々が、近永駅周辺のにぎわい活用について話し合っていたこと、これら全てはそれぞれ目的をもって、目標を立てて、自分たちの意思で活動していただいておりますが、この活動自体が鬼北町にとっては大きなまちづくりになっているものだと考えています。本屋へ行った子供たちが自分の読みたい本を選ぶ作業で、自分たちの後輩にも読んでほしいと思ったとき、地域の仲間を思う縦軸の線が生まれるまちづくりになることも想像し、提案、そしてお願いしたものであります。

議員各位におかれましても、どうか子供たちを初め、町民の方々の前向きな取り組みを、横軸の面的に広がるまちづくり、縦軸の伝統を未来へ託すまちづくり、それぞれをこれまで同様応援していただきますようお願い申し上げます。

結びに、今回の定例会において議決いただきました予算等につきましては、一つ一つの事務事業を適切かつ慎重に進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位におかれましても、今後とも引き続き、御指導と御協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和最初の年の瀬、そして新年をお健やかに迎えられるよう、心からお祈り申し上げます。

これもちまして、令和元年第4回鬼北町議会定例会の閉会挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（渡邊眞次君）

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

令和元年第4回鬼北町議会定例会を閉会します。

○事務局長（谷口浩司君）

起立願います。

礼。

（午前10時48分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

鬼北町議会議長

鬼北町議会議員（11番）

鬼北町議会議員（1番）